

③事業者別賃金支払状況等報告書記入要領

1 対象労働者

公契約に係る業務に直接従事する次の労働者（下請負者等に雇用される労働者を含み
ます。雇用形態を問いません。）

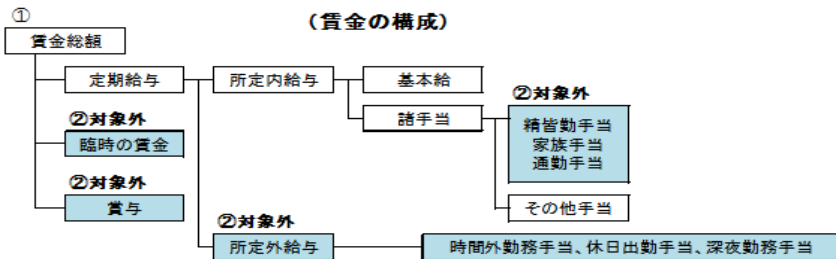
建設工事	建設業法に規定する元請負人又は下請負人に雇用される労働者
業務委託 指定管理	大和郡山市が管理する建物及び土地における施設管理・清掃・警備業務 大和郡山市が管理する建物において行う給食調理・車両運行・廃棄物、 資源等回収業務に従事する労働者

ただし、以下の方は除きます。

業務に直接従事し ない者	(主な例) 会社役員、支店長、営業所長、一般事務員、 工事における交通誘導員
履行場所（現場） において管理監督 的な業務又は専門 知識を要する業務 に従事する者	(主な例) 会社役員等の労働基準法上の管理監督者、 建設工事における現場代理人、監理技術者、主任技術者、 その他法令上配置が必要な有資格者

2 報告書の記入方法

項目	説明
公契約の名称	<ul style="list-style-type: none"> 業務名（又は工事名）を記入してください。 工事における受注者の場合は、工事番号を（ ）書きで記入してください。
契約の相手方	貴社が大和郡山市から直接発注を受けている場合は、記入不要です。
電話番号	報告者と昼間に連絡のとれる番号を記入してください。
賃金支払日	<ul style="list-style-type: none"> 報告対象となる月における賃金支払日を記入してください。 賃金支払日が複数ある場合は、最も早い日から最も遅い日までの期間を記入してください。
労働保険番号	<ul style="list-style-type: none"> 労働基準監督署に提出した「概算保険料申告書」に記載された労働保険番号（14けた）を記入してください。 工事において、元請業者が下請業者の使用する労働者分も含めて労災保険に加入している場合、下請業者は労働保険番号欄に「請負一括」と記入してください。

従業員氏名	フルネームで記入してください。	
年齢	賃金支払月の月末における年齢を記入してください。	
賃金形態	<ul style="list-style-type: none"> 基本給について、該当するものに○印をつけ、金額を記入してください。 出来高払制（歩合給）の場合、時給に○印をつけてください。 	
対象とする支払賃金の状況	賃金総額① うち対象外の諸手当② 対象額③	 <p> <ul style="list-style-type: none"> 賃金支払日に支払った賃金総額①及び対象外諸手当②を記入してください。 賃金支払いの対象となった期間に公契約に係る業務以外の期間が含まれる場合は、公契約に係る業務の期間について日割按分し、それによりがたい場合は、支払った金額の全額を記入してください。 </p>
	労働日数④	【月給】 就業規則等で定められた年間所定労働日数を記入してください。 【日給】 支払賃金の対象となった総労働日数（有給休暇日を含む）を記入してください。 【時給】 記入不要です。（空欄で結構です。）
	労働時間⑤	【共通】 時間は「○（時間）：△（分）」と記入してください。 （例：7時間45分→7：45） 【月給、日給】 就業規則等で定められた1日所定労働時間数を記入してください。 【時給】 支払賃金の対象となった総労働時間数を記入してください。
	1時間当たりの賃金⑥	【共通】 小数点以下は切り捨て、整数で記入してください。 【月給】 ③÷（④×⑤） 【日給】 ③÷（④×⑤） 【時給】 ③÷⑤

社 会 保 険 の 加 入 状 況	加入の有無	<p>保険制度ごとに、加入の場合は「有」、未加入の場合は「無」と記入してください。</p> <p>※公契約条例においては、法律に基づく加入義務のない労働者の加入を求めているわけではありません。</p>
	未加入理由	<p>加入有無欄に「無」と記入した場合、未加入理由を下記から選んで該当する番号を記入してください。</p> <p>【雇用保険】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 1週間の所定労働時間が20時間未満である者※ 2 31日以上雇用見込みがない者※ 3 採用時に65歳以上であった者※ 4 昼間学生（卒業予定者で卒業後も引き続き同一事業主に雇用される予定の者、休学中の者を除く） 5 季節的に雇用される者で、4カ月以内の期間を定めて雇用される者、又は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者 6 その他 <p>※1～3に該当する場合は、短期雇用特例被保険者又は日雇労働被保険者に該当しないことが条件です。</p> <p>【健康保険・厚生年金】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 適用事業所でない（常時5人未満の従業員を使用する法定16業種の個人事業所、又は法定16業種以外の個人事業所） 2 所定労働日数及び所定労働時間が一般社員のおおむね4分の3未満である者 3 健康保険は75歳以上、厚生年金は70歳以上 4 臨時に使用される者で、日々雇い入れられる者（1カ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く）又は2カ月以内の期間を定めて使用される者※ 5 季節的業務に使用される者（4カ月を超えて使用される場合を除く）※ 6 臨時的事業の事業所に使用される者（6カ月を超えて使用される場合を除く）※ 7 その他 <p>※健康保険について4～6に該当する場合は、国から日雇特例被保険者でない承認を受けていることが必要です。</p>
	備考	<p>最低賃金の減額特例適用を受けている場合、備考欄に減額適用と記載してください。</p>

労働者がいない場合、従業員氏名欄に「該当者なし」と記入してください。